

陶土値上げに対する支援について

令和7年8月からの陶磁器原材料の陶石や陶土代の値上げを受け、有田町では昨年に引き続き窯業関係者の負担軽減のため「有田町陶土値上対策支援事業」を実施します。佐賀県陶磁器工業協同組合を窓口として、予算の範囲内で陶土値上げ分の支援金の申請を受け付けます。

1. 支援対象

令和8年8月～12月（5ヶ月分）に購入した価格改定後（R7.8月改定）の陶土代

2. 対象事業者

町内に事業所または住所を有している製陶業・生地製造業者・商社など

※佐賀県陶磁器工業協同組合員以外の事業所も対象です。

※県の「陶土価格高騰緩和支援補助金」の採択者は対象外です。

3. 支援対象額

陶土購入費のうち、値上げ分の2分の1（値上げ分を25%とみなす）

※ただし予算の範囲内とするため、交付額が変更する場合があります。

4. 提出書類

- ① 令和8年8月～12月に陶土代として購入した費用の領収書
- ② 申請書様式
- ③ 事業所が有田町にあることが確認できる書類（提示のみ）

5. 提出先 佐賀県陶磁器工業協同組合

6. 提出期限

令和9年1月29日（金）※期日厳守（期限を過ぎた場合の受付は一切できません）

【詳しくは】佐賀県陶磁器工業協同組合 川原 TEL：0955-42-3164

有田町役場商工観光課 池田 TEL：0955-46-2500

（予定）本事業は、国の重点支援地方交付金を活用した有田町物価高騰対策事業補助金対象事業です。